

収入保険に加入して 経営リスクに備えましょう

農業経営には様々な**リスク**が...

- 農作物の盗難
- 大雨・台風等の自然災害
- 市場価格が下落
- 運搬中の事故
- けが・病気
- 災害の影響で作付不能
- 取引先が倒産
- 為替変動で大損
- 保管中の倉庫が浸水

それ、**収入保険なら補償対象**です！



○加入できる方

青色申告を行っている**農業者**（個人・法人）です。

（注1）**加入申請年1年分**の青色申告実績で加入することができます。

（注2）収入保険と、果樹共済、ナラシ対策などはいずれかを選択して加入します。

○保険期間

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間 （注）税の収入算定期間と同じ

○補填の仕組み

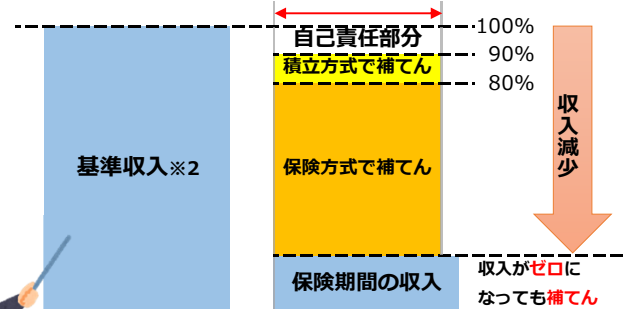
保険期間の**収入**（農産物販売収入※1）が、**基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填**します。

※1 農産物販売収入には、精米などの簡易な加工品の販売収入も含み、青色申告決算書等を用いて整理します。

補てん方式の一例

（保険方式80％・積立方式10％を選択した場合）

支払率（9割を上限として選択）



※2 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

例えば、**基準収入1,000万円の場合、約33.2万円の掛け金**（市補助前）で**最大810万円の補填**が受けられます！



弘前市では、加入者が自己負担する費用のうち、

掛捨て保険料の一部を補助しています！

（新規加入者:50% 継続・再加入者:30%）

補助事業の詳細は最後のページをチェック



今入っている**果樹共済**との**違い**がよくわからないな。

収入保険に入るとしたら、**掛金**はどのくらいかかるの？

果樹共済との比較、掛金早見表は中面をチェック



収入保険と果樹共済 掛け金や補償の違いはどなの？

例えば・・・

基準収入が1,000万円の方が、災害等により収量が5割減少してしまい、結果として収入が5割減少し500万円の収入となった場合

○補償内容※

収入保険 → 補償限度90%（保険80%、積立10%） 補償対象額900万円
果樹共済 → 補償限度70% りんご共済（半相殺総合短縮） 補償対象額700万円

※最も加入者の多い補償内容

	収入保険 (全ての農産物)	果樹共済 (りんご等の果樹)
加入要件	・青色申告の実績	・一定の栽培面積 ・栽培する全ての畑加入
掛け金等	<p>掛け金 33万2,172円</p> <p>(内訳)</p> <p>保険料 8万4,852円 積立金 22万5,000円 事務費 2万2,320円</p> <p>(注) 保険料と事務費は掛捨てですが、 積立金は使われなければ、翌年に持ち越されます。</p>	<p>保険料 20万円（「ふじ」の場合）</p> <p>(注) 保険料は掛捨てです。</p>
補償割合	<p>○補填要件 1割を超える収入の損害から</p> <p>○補填金 360万円</p> <p>(算定式) 補償対象額 - 実際の収入 × 補償限度 = 補償額 (900万円 - 500万円) × 90% = 360万円</p>	<p>○補填要件 3割を超える収量の損害から</p> <p>○共済金 203万円</p> <p>(算定式) 補償対象額 × 支払割合※ = 補填額 700万円 × 29% = 203万円</p> <p>※支払割合は損害割合によって変動します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料、事務費は税控除対象 ・無利子のつなぎ融資制度 ・インターネット申請事務費割引 (新規：4,500円割引、継続：2,200円割引) ・自動継続事務費割引（継続：1,000円割引） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料は税控除対象

(注1) 上記の収入保険の掛け金等は、

令和6年産に保険80%+積立10%(下限設定なし)で加入する場合の金額です。

(注2) 収入保険・果樹共済のいずれも市町村助成反映前の保険料を記載しています。

●収入保険と果樹共済、ナラシ対策等の類似制度の試算はこちら👉

<http://www.nosai-aomori.or.jp/bussiness/shuunyu/shuunyuuhoken/>

QRコード





収入保険に加入するとしたら 自分の場合、掛け金はいくらになるの？

収入保険の掛け金は加入者の**基準収入**を基に算定します。

基準収入は、農業者ごとの**過去の収入の平均**（最大で直近5年分）を基本としつつ、保険期間中に見込まれる農業収入金額を考慮して計算されます。

掛け金早見表

ご自分の過去5年間の収入の平均を目安として掛け金を確認できます。

基準収入	積立金	新規 継続	掛け金				補てん額※3
			保険料	積立金※1	事務費※2		
300万円	有	新規	90,102円	12,756円	67,500円	9,846円	108万円
		継続	26,402円	17,856円		8,546円	
	無	新規	36,442円	26,596円	112,500円	9,846円	
		継続	45,742円	37,196円		8,546円	
500万円	有	新規	147,136円	21,226円	225,000円	13,410円	180万円
		継続	41,836円	29,726円		12,110円	
	無	新規	57,703円	44,293円	337,500円	13,410円	
		継続	74,103円	61,993円		12,110円	
1,000万円	有	新規	289,772円	42,452円	450,000円	22,320円	360万円
		継続	80,472円	59,452円		21,020円	
	無	新規	110,905円	88,585円	540万円	22,320円	
		継続	145,005円	123,985円		21,020円	
1,500万円	有	新規	432,408円	63,678円	720万円	31,230円	540万円
		継続	119,108円	89,178円		29,930円	
	無	新規	164,008円	132,778円	720万円	31,230円	
		継続	215,808円	185,878円		29,930円	
2,000万円	有	新規	575,044円	84,904円	720万円	40,140円	720万円
		継続	157,644円	118,804円		38,840円	
	無	新規	217,210円	177,070円	720万円	40,140円	
		継続	286,710円	247,870円		38,840円	

(注) 令和6年産に加入する場合の掛け金の一例（保険80%+積立10%、保険90%）です。

（保険料は、自己負担分から市補助金を差し引いた額で掲載）

- ※1 補填に使われなければ、翌年に持ち越されます。
- ※2 継続加入者の事務費は自動継続割引適用前の事務費です。
- ※3 収入が5割減少した場合の補填額です。

● 詳細な試算はこちら

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/tool/>

QRコード

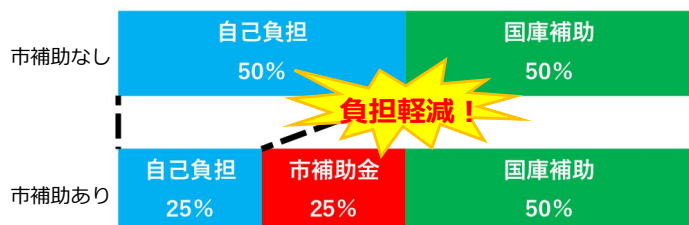


収入保険制度加入促進緊急対策事業費補助金

収入保険加入者が自己負担する費用のうち、
掛捨て保険料の一部を補助します！

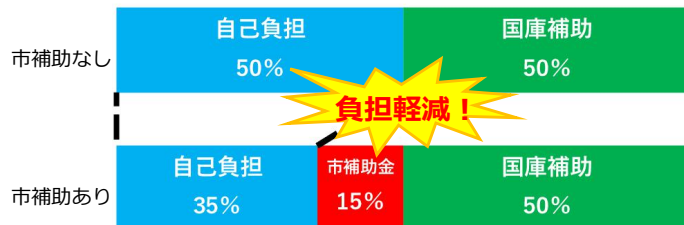
○新規加入者の場合

補助率：自己負担の50%



○継続・再加入者の場合

補助率：自己負担の30%



補助対象者（令和6年産分の収入保険に加入する場合）

- (1) 市内に住所を有する農業者
(法人の場合は、本店又は主たる事務所を市内に有する者)
- (2) 令和6年中に保険期間が終了する収入保険に加入する者
- (3) 令和3年度及び令和4年度において市税等の滞納のない者
- (4) 収入保険に係る経費に滞納のない者

※収入保険を途中で解約した場合は、受け取った補助金の返還が必要になります。

本補助金の申請手続きは

青森県農業共済組合が取りまとめて行いますので、
令和5年12月末までに、青森県農業共済組合へ
委任状等をご提出ください。

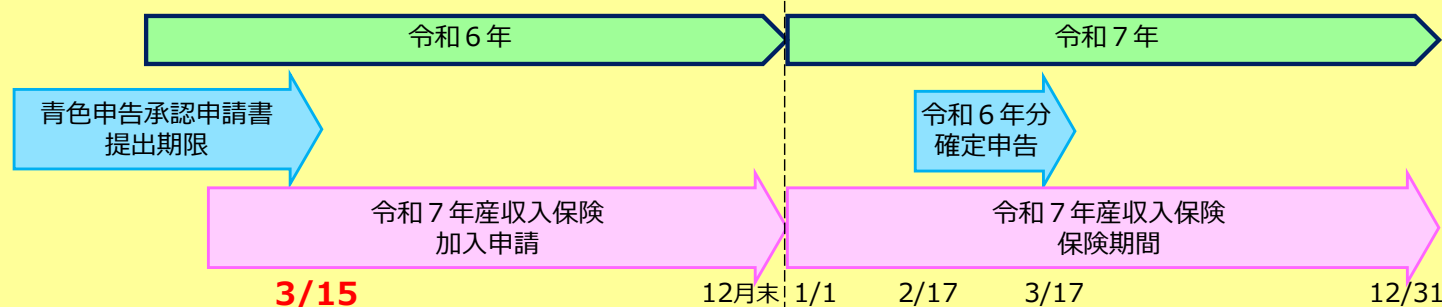


これから青色申告をはじめ、収入保険に加入したい方はこちら！

税務署

青色申告をするためには、**青色申告をしようとする年の3月15日**までに、
「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

令和6年分から青色申告を開始して、収入保険に加入する場合の最短スケジュール



【保険制度のお問合せ申込】

青森県農業共済組合 ひろさき支所
〒036-8111弘前市門外字村井262
TEL:0172-28-5700 / FAX:0172-28-5709

【補助事業のお問い合わせ】

弘前市役所 農林部農政課
〒036-8551弘前市上白銀町1-1
TEL:0172-40-7102 / FAX:0172-32-3432